

パナマ共和国海運庁に対する安全勧告

(2011. 10. 28 安全勧告)

(貨物船 MARINE STAR コンテナ専用船 たかさご 備讃瀬戸東航路内
2009. 2. 20 発生 衝突事故)

本事故は、夜間、坂出港沖の東航路において、MARINE STAR（以下「A船」という。）が北進中、たかさご（以下「B船」という。）が東航路をこれに沿って東進中、A船が航路をこれに沿って航行しているB船を避けなければならなかったが、A船がB船の船尾方を通過しようとし、B船の船首方に接近する状況であることに気付かずに衝突するおそれがある態勢となって航行して発生した。

本事故の場合は、幸いにして甚大な海洋汚染をもたらす事態には至らなかったものの、事故発生場所は、船舶交通がふくそうし、また、漁業活動の活発な我が国の海運、水産を支える重要な海域である。

運輸安全委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、パナマ共和国海運庁、A船の船舶所有者である ASIA SHIPPING NAVIGATION S. A. 及び船舶管理会社である BLUE MARINE MANAGEMENT CORP. に対し、次の措置をとることを勧告する。

パナマ共和国海運庁は、ASIA SHIPPING NAVIGATION S. A. に対し、BLUE MARINE MANAGEMENT CORP. が運航の安全を図るため適切な船舶管理を行うよう指導するべきである。

ASIA SHIPPING NAVIGATION S. A. は、BLUE MARINE MANAGEMENT CORP. に対し、寄港国の航行ルールを遵守するとともに、適切な航海当直体制をとって運航の安全を図ることを指示するべきである。

BLUE MARINE MANAGEMENT CORP. は、管理する船舶がこの海域を航行する場合には、遵守すべき航行ルールについて具体的で明確な指導を行うとともに、船橋当直要員を増強するなどして航行の安全を確保することを指示するべきである。